

# 介護老人保健施設で行われる診療行為について

中央社会保険医療協議会  
基本問題小委員会資料  
(平成19年11月28日)

## 介護老人保健施設



日常的に必要な医療、介護は自施設で提供  
(介護保健施設サービス費等)

例:慢性疾患の管理、専門的でない処置、検査、投薬等

+

### 緊急時等の処置、検査等

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定

#### 緊急時施設療養費

##### i 緊急時治療管理

意識障害やショック等の患者に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月1回3日限度で1日500単位を算定可能

##### ii 特定治療

やむを得ない事情により行われるリハビリ、処置、手術等を算定可能

(i 及び ii は同時に算定することはできない)

## 介護保険

## 医療保険

往診又は外来時に  
算定可能な主な項目

専門的な診断技術や機器を必要とする診療行為

在宅でも算定可能な材料

治療に使用する材料  
血糖自己測定器  
酸素ボンベ  
人工呼吸器等

眼科処置  
耳鼻咽喉科処置  
皮膚科処置等



### 他の医療機関



※ 施設入所者に対する往診は、当該介護老人保健施設の医師との連携に配慮して行い、みだりにこれを行ってはならない

(老人医療担当規則 第20条)

